

少量危険物・指定可燃物に係る届出場所の変更について

筑紫野太宰府消防本部では、これまで各消防署で行っていた少量危険物・指定可燃物の貯蔵取扱い業務を、**平成29年4月1日**より**消防本部予防課予防係**で行うことになりました。

これに伴い少量危険物・指定可燃物に係る届出場所が変更となりますのでご注意ください。

※事前相談、打合せ等も消防本部予防課予防係となります。

届出書	<u>少量危険物・指定可燃物 貯蔵、取扱い、廃止 届出書(様式第16号)</u> ※届出書には、届出書様式備考に記載の資料を添付して下さい。
提出部数	正・副の2部提出
提出窓口	筑紫野太宰府消防本部 予防課 予防係(庁舎3階)
受付時間	午前8時30分から午後5時00分まで (土、日、休日及び年末年始は除く)
問合せ先	筑紫野太宰府消防本部 予防課 予防係 筑紫野市針摺西1-1-1 092-924-5953(直通) 担当:本村・東

少量危険物 貯蔵
 指定可燃物 取扱い届出書
 廃止

年 月 日				
様 届出者 住所 氏名 ㊟ 電話番号（ ） -				
貯蔵又は取扱いの場所	所在地			
	名称	電話番号（ ） -		
類、品名及び最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大取扱数量
貯蔵又は取扱い方法の概要				
貯蔵又は取扱い場所の位置、構造及び設備の概要				
消防用設備等の概要				
① 届出年月日				
② 廃止年月日				
③ 廃止理由				
その他必要な事項				
※ 受付欄			※ 経過欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。（廃止の場合は除く。）